

労使協定書類の押印廃止

厚労省
企業の業務効率化後押し

厚生労働省は2021年度から、残業時間に関する労使間の36協定（サブロー協定）など約40の企業の労働関係書類について押印の義務をなくす。テレワークが普及するなか、紙の行政書類に押印するためにに出社する

業務の効率化で企業の生産性を高める狙いだ。裁量労働制に関する報告書などが対象になり、特に36協定が企業にとって影響が大きいと見込まれる。36協定の提出は労働基準法で定められており、

り、19年の届け出件数は178万件に及ぶ。法律で義務付けられているにもかかわらず、中小企業のなかには提出していないところも多い。政府全体で行政関係書類の押印廃止を進めていく。厚労省は当初、36協

に、書類に労働側と合意した事実をチェックする欄を設けることで、実効性を担保する。

している企業は数%にど
じまる。依然として手続
きが煩雑なため、企業
の生産性を高めるために
は電子申請の利便性を高
める見直しも同時に進め
ることが欠かせない。

定の押印廃止について、中小企業に対しても、内容の確認が甘くなるのではないかといった誤ったメッセージになる懸念があるとして慎重だった。